

国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院規程

〔平成 27 年 3 月 24 日〕
〔大学院国際日本学研究院規則第 1 号〕

改正 令和 4 年 11 月 24 日大学院国際日本学研究院規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年規則第 27 号）第 17 条第 4 項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院（以下「研究院」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究院長)

第 2 条 研究院に研究院長を置く。

2 研究院長は、研究院に関する事項を掌理する。

(副研究院長)

第 3 条 研究院に副研究院長を置く。

2 副研究院長に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、研究院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 11 月 24 日から施行する。